資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。減少する二千五百万円は資本準備金といたします。

効力発生日は平成二十三年六月十五日であり、株主総会の決議は、平成二十三年五月二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月二十一日

掲載頁　八十九頁（号外第八十五号）

平成二十三年五月十一日

京都府宇治市羽戸山三丁目一番地の二六一

株式会社セラミックアート

代表取締役　大橋　茂之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年五月十一日

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目四番一一号

埼玉スバル自動車株式会社

代表取締役　吉澤　裕

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年五月十一日

東京都中央区日本橋二丁目四番一号

髙島屋クレジット株式会社

代表取締役　上野　恭久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年五月十一日

広島市西区観音本町二丁目八番一〇号

株式会社第一工務店

代表取締役　盛谷　一生

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年六月十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年五月十一日

新潟県小千谷市城内一丁目八番一八号

株式会社宮金

代表取締役　宮崎　悟

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小林秀樹が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年五月十一日

東京都港区南青山二丁目三一番八号ダヴィンチ南青山三F

ニューズウィーク・インコーポレーテッド

日本における代表者　小林　秀樹

限定承認公告

本籍福島県白河市表郷番沢字里見一四五番地、最後の住所福島県白河市表郷金山字越堀一〇番地一　被相続人　亡　穂積　ハナ

右被相続人は平成二十二年十二月二十一日死亡し、その相続人は平成二十三年四月二十六日福島家庭裁判所白河支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十一日

宮城県仙台市若林区南小泉二丁目一番一六号

相続財産管理人　鈴木　智枝

限定承認公告

本籍埼玉県本庄市前原一丁目二番、最後の住所埼玉県本庄市前原一丁目二番一六号

被相続人　亡　中澤　愛子

右被相続人は平成二十三年一月六日死亡し、その相続人は平成二十三年四月二十五日さいたま家庭裁判所熊谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十一日

埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号秩父鉄道熊谷ビル四階

相続財産管理人武政朋愛

代理人弁護士　南雲　芳夫

事業譲渡につき通知公告

当社は、一般社団法人日本生花通信配達協会（住所　東京都品川区北品川四丁目一一番九号）に対し、「花とみどりのギフト券」に関する事業を譲り渡すことにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十三年六月一日です。

平成二十三年五月十一日

東京都品川区北品川四丁目一一番九号

株式会社日本フラワー振興協会

代表取締役社長　佐藤　慶喜

株式譲渡制限設定につき株券提出公告及び定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年六月十一日までに当社にご提出ください。

また、当社は平成二十三年六月十一日付けで株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年五月十一日

静岡県浜松市天竜区船明八八〇番地

株式会社フジイチ

代表取締役　鈴木　敬雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を金一億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表は平成二十二年六月十六日付け官報の号外第一二六号一五二頁に掲載されています。

平成二十三年五月十一日

東京都港区虎ノ門三丁目二三番一〇―二〇一号

ニューカッスルアセット特定目的会社

取締役　横山　公一

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十三年三月二十九日目次欄中（原稿誤り）				
二二		終りから一	件	書簡の交換に関する件
平成二十二年十一月二十六日（号外第二百四十七号）公布総務省令第九十九号（独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
八三	二	終りから一～一	額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額	払戻時の帳簿価額
同日（同号外）公布総務省・財務省令第三号（独立行政法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
一一一		終りから六～五	額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額	払戻時の帳簿価額
同日（同号外）総務省告示第四百二十一号（独立行政法人情報通信研究機構が民間等出資に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件）（原稿誤り）				
六〇	四	終りから六～四	取得の日における帳簿価額	譲渡の日における帳簿価額
同日（同号外）総務省・財務省告示第三号（独立行政法人情報通信研究機構が通信・放送開発金融関連業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件）（原稿誤り）				
六一	四	終りから一五～一三	取得の日における帳簿価額のいずれか低い額	譲渡の日における帳簿価額

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十一日付第九六号一二ページ●同日付政府調達第八五号六四ページ●四月十二日付衆会第一四号八ページ●官報郵送料のお知らせ　四月分（一ヶ月極一部当り）の郵送料一、九九二円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヶ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）